

飯塚市新規創業支援資金利子補給金及び信用保証料補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

飯塚市長 武井政一

飯塚市新規創業支援資金利子補給金及び信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市新規創業支援資金融資制度要綱(令和6年飯塚市告示第56号)の規定による融資に係る償還利子(遅延利子を除く。以下同じ。)及び信用保証料につき、利子補給金及び信用保証料補助金(以下「利子補給金等」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、飯塚市新規創業支援資金融資制度要綱の例による。

(対象者)

第3条 利子補給金等の交付の対象となる者は、飯塚市新規創業支援資金の融資を受けたものとする。

(対象となる利子補給金等)

第4条 利子補給金等の交付は、指定金融機関が実行した飯塚市新規創業支援資金の融資において支払った償還利子及び信用保証料について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、経営者保証について、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(令和6年1月18日中小企業庁制定)により不要とする場合又はスタートアップ創出促進保証制度要綱(令和5年2月6日中小企業庁制定)により免除する場合に上乗せされる保証料率については、交付の対象としない。

(利子補給金等対象期間)

第5条 利子補給金等については、当該制度融資の実行日から起算して3年間とする。

(利子補給金等の額)

第6条 利子補給金等の額は、飯塚市新規創業支援資金の融資に係る償還利子においては、利子の50パーセント以内、信用保証料においては100パーセント以内とし、予算の範囲内で市長が定める。

(利子補給金等の申請及び請求等)

第7条 利子補給金等の交付を受けようとする者は、飯塚市新規創業支援資金利子補給金等交付申請書兼請求書及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡県信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ」等
- (2) 金融機関発行の返済予定表等
- (3) 利子補給等を支払った実績のわかるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、市長が認める場合を除き上期分(4月1日から9月30日まで)における利子補給金等については、同年10月31日、下期分(10月1日から翌年3月31日まで)における利子補給金等については翌年度の4月30日とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、利子補給金等の交付の可否を審査し、適当と認めるときは、飯塚市新規創業支援資金利子補給金等交付決定通知書により通知するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。